

豊浦地区公民館の予約方法と料金について

1. 予約申請方法について

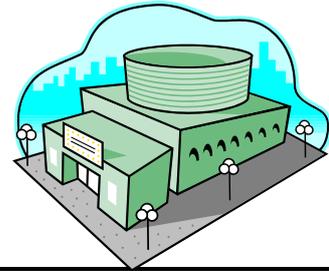
予約方法は次の2通りです。※電話でのご予約はできません。



① 使用申請書の提出

公民館へご来館いただき、申請書を記入して施設を予約する方法です。

来館による申請の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。



② 公共施設予約システムによる予約

インターネット（パソコンと携帯電話）から施設予約システムで予約ができます。



◆夜間、休日でも空き状況の確認、予約ができます

予約システムは常時稼働しています。曜日や時間にかかわらず、いつでも施設の予約ができます（予約可能期間は次ページに）。

◆市内の他の施設も予約可能です

一度登録していただければ、各地区公民館、文化会館、生涯学習センター、サンワークしばた、青少年宿泊施設、駅前複合施設、アクティブ交流センターの予約が可能です。

●公共施設予約システムの登録について

システムを利用するには、事前に登録が必要となります。

登録の手続きの受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分です。

登録の際は、

- ・団体代表者の氏名、住所、電話番号
- ・連絡者の氏名・住所・電話番号（普段、予約の手続きを行う連絡者がいる場合のみ）
- ・認定番号（社会教育認定団体に認定されている場合のみ）

を確認します。また、

- ・代表者または連絡者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- が必要となります。

●システムでは、利用登録をしていない状態でも、空き状況の確認ができます。

システムの利用登録をしていない状態でも、施設の空き状況の確認が可能です。
ご覧になるには、下記 URL・QR コードからごアクセスください。

<パソコン用><https://k3.p-kasikan.jp/shibata-city/>

<携帯端末用><https://k3.p-kasikan.jp/shibata-city/>

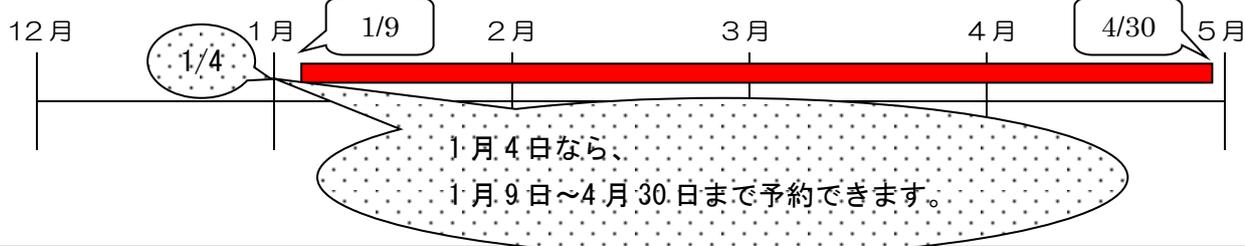


2. 予約できる期間について

5日後から3か月後の末日までの日を予約できます。

1か月単位の月送りとなります。

<例>



●申請期間一覧

申請受付開始日	予約できる期間
1月最初の平日から (三が日を除く)	4月30日まで
2月最初の平日から	5月31日まで
3月最初の平日から	6月30日まで
4月最初の平日から	7月31日まで
5月最初の平日から	8月31日まで
6月最初の平日から	9月30日まで
7月最初の平日から	10月31日まで
8月最初の平日から	11月30日まで
9月最初の平日から	12月28日まで
10月最初の平日から	1月31日まで
11月最初の平日から	2月29日まで
12月最初の平日から	3月31日まで



※申請受付開始日において、新たに予約可能となる月の予約の受付開始時刻は、
直接窓口で申請する場合は午前8時30分、システムで申請する場合は午前9時となります。

3. 使用方法について

公民館は社会教育法に基づく教育施設です。以下に関わる使用については、使用申請の審査の結果、使用をお断りする場合がありますので、ご了承願います。

(1) 営利に関する使用

- 例 ・物品の販売
・営利を目的として入場料を徴収する講演会・コンサートなど
・参加費や講師料から利益が発生する教室、私塾的講座など

(2) 特定の政党の利害、特定の候補者の支持に関する使用

- 例 ・ひとつの政党に関係する方のみが集まる集会など、不特定多数の参加を認めないもの。

(3) 特定の宗教の支持に関する使用

- 例 ・布教活動など、宗教的意味合いの強いもの

4. 使用料について

豊浦地区公民館使用料（令和6年4月1日から使用料が変わりました。）

室名 \ 区分	使用料の額					
	(午前) 午前9時 ～ 正午まで	(午後) 午後1時 ～ 午後5時	(夜間) 午後5時30分 ～ 午後9時30分	(午前～午後) 午前9時 ～ 午後5時	(午後～夜間) 午後1時 ～ 午後9時30分	(全日) 午前9時 ～ 午後9時30分
視聴覚室 (第1研修室)	円 820	円 1,070	円 1,400	円 1,510	円 1,970	円 2,620
工作実習室	340	450	590	630	830	1,090
第2研修室	470	610	800	850	1,120	1,470
第3研修室	400	520	670	710	940	1,250
大ホール	3,240	4,210	5,490	5,950	7,750	10,330
ステージ	1,180	1,550	2,010	2,180	2,840	3,770

●使用料についての諸注意

- 1 原則、使用料は使用する前に納入していただきます。
- 2 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合でも時間割計算は致しません。
- 3 11月15日～4月15日は暖房期間、6月15日～9月15日は冷房期間となり、本表に規定する使用料の1割に相当する額を加算します。
- 4 市外の方が使用する場合は、本表に規定する使用料の5割に相当する額を加算します。ただし、新発田地域広域行政圏構成市町村（聖籠町・胎内市の方が使用する）の時の使用料は、新発田市民が使用する場合と同額です。
- 5 大ホール又はステージを練習や準備のために使用する場合は、本表に規定する使用料の5割に相当する額を減額します。
- 6 使用料の額及び減免後の使用料の納付額に10円未満の端数が生じたとき、端数金額は切り捨てとなります。
- 7 社会教育認定団体は、料金の5割が減免されます（詳しくは次頁）。

●申請後の使用料の還付について

●キャンセル（使用の取り消し）について

取消申請書を使用日前5日までに提出し、承認を受けたときは【使用料の7割】を還付します。

●部屋や使用時間の変更について

部屋や使用時間の変更により、使用料が当初の使用料より減額となる場合、【当初の使用料と変更後の使用料の差額の7割】を還付いたします。

※申請は、直接来館（平日8：30～17：15）のうえ、申請手続きを行ってください。

●使用料の減免について

●社会教育認定団体（減免割合が令和6年4月1日から5割になりました。）

市には社会教育関係団体の認定という制度があります。

社会教育認定団体は、社会教育施設等の使用料が5割減免となります。

○認定を受ける条件

- ・社会教育（体育・レクリエーション等を含む）を行うことを目的とした団体であること。
- ・団体の構成員が5人以上であり、責任者として成人を含んでいること。
- ・会則又は規約を有すること。
- ・団体活動の本拠として事務所を市内に有すること。
- ・政治・宗教・営利事業を目的としない団体であること。

ほか、新発田市社会教育関係団体の認定に関する規定に準じます。

○認定を受けるには

新発田市社会教育認定申請書に会則または規約、名簿、事業計画書、実績記録、予算書、決算書、そのほか団体の参考となる資料を添付し申し込んでください。

また認定された後は、2年に1度、更新の手続きが必要です。

○申し込み先

新発田市生涯学習課（生涯学習センター内）中央町5-8-47

☎ 0254-22-8516

（新発田市社会教育認定申請書は豊浦地区公民館にも設置しています。）

新発田市豊浦地区公民館

〒959-2323 新潟県新発田市乙次 26-2

TEL:0254-22-2081

FAX:0254-26-5522

E-mail: t-kominkan@city.shibata.lg.jp